

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対応方針

国の緊急事態宣言	(4.7～) (特定都道府県：7都府県)	(4.16～) ※全都道府県へ拡大 (特定警戒都道府県：13都道府県) (上記以外： <u>本県を含む</u> 34 県)	(5.14～5.31) (特定警戒都道府県：8都道府県) ※本県解除	
	「香川県緊急事態」宣言 (4.14～)		香川県感染警戒宣言 (5.15～)	
特措法に基づく県の対策期	(1) 感染拡大防止集中対策期 (4.17～5.6)	(2) 感染拡大防止対策期 (5.7～5.14)	(3) 感染警戒期 (5.15～)	(4) 感染予防対策期
	本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されており、クラスターの発生など、感染者が急増し、医療提供体制が逼迫している状態	本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されており、一定数の感染者が発生している状態	本県が国の緊急事態宣言の対象区域から解除されているが、他の都道府県で対象区域が指定されている状態	全ての都道府県が国の緊急事態宣言が解除されている状態
1. 県民への要請等	県内での外出自粛 県外への外出自粛 接待を伴う飲食店等への外出自粛 3密の場への外出自粛	県内での外出自粛 県外への外出自粛 接待を伴う飲食店等への外出自粛 3密の場への外出自粛 新しい生活様式の徹底	県外への外出自粛 接待を伴う飲食店等への外出自粛 3密の場への外出自粛 新しい生活様式の徹底	新しい生活様式の徹底 一層の感染防止対策 新しい生活様式の徹底 適切な感染防止対策を講じる 適切な感染防止対策を講じる
2. 事業者への要請等	対象施設への休業要請等 適切な感染防止対策	一層の感染防止対策 新しい生活様式の徹底	一層の感染防止対策 新しい生活様式の徹底	
3. イベント等の開催	原則中止・延期	全国的かつ大規模イベント等の開催自粛 50人程度未満は感染防止対策を講じる	全国的かつ大規模イベント等の開催自粛 一定人数※以下は感染防止対策を講じる ※屋内：100人以下かつ収容定員の半分以下 屋外：200人以下かつ人と人の距離を十分確保	
4. 県有施設等における対応	基本的に休館	多数集客施設、観光客誘客施設等は原則休館 その他は感染防止対策を講じる	多数集客施設、観光客誘客施設等は原則休館 その他施設は感染防止対策を講じる	

詳細は、今後の国の専門家会議の提言等を踏まえて検討